

第53号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

個室型店舗における各個室の避難管理に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第40条の3 カラオケボックス，インターネットカフェ，漫画喫茶，テレフォンクラブ，個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち，避難通路に面するものにあつては，開放した場合において自動的に閉鎖するものとし，避難上有効に管理しなければならない。ただし，避難の際にその開放により当該避難通路において，避難上支障がないと認められるものにあつては，この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際，現に存する個室型店舗又は現に新築，増築，改築，移転，修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち，改正後の芦屋市火災予防条例第40条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については，同条の規定は，平成23年9月30日までの間は，適用しない。

参 照

芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

個室型店舗における各個室の避難管理に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

個室型店舗の避難管理に係る規定の整備（第40条の3関係）

個室型店舗の遊興の用に供する個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあつては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するものとする。

3 施行期日等

(1) 平成22年10月1日

(2) この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の第40条の3の規定に適合しないものに係る個室に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年9月30日までの間は、適用しない。